



保
稅
倉
庫
法
案

1012



414
A 2704

大正十一年四月
隈侯爵邸寄贈

保稅倉庫法

第三章 總則

第一條 保稅倉庫ハ輸入手數未濟ノ貨物ヲ藏置スル所トス

第二條 保稅倉庫ニ藏置ノ貨物ハ其ノ藏置中ハ輸入シタルモノト看做サス

第三條 保稅倉庫ニ藏置シタル貨物ノ輸入税ハ其ノ最初庫入ノ時ノ性質及數量ニ依リ之ヲ徵收ス

第四條 保稅倉庫ニ若クハ保稅倉庫ヨリ輸入手數未濟貨物ヲ運搬スルトキハ命令ヲ以テ定ムル通

路ニ依ルヘシ

第五條 保稅倉庫ニ藏置スルコトヲ得ヘキ貨物ノ種類ハ主務大臣之ヲ定ム

第六條 保稅倉庫ニ藏置シタル貨物ノ輸入ニ關シテハ此ノ法律ニ規定シタルモノノ外稅關法及稅

關規則ヲ適用ス

第七條 保税倉庫ノ貨物藏置期限ハ庫入ノ日ヨリ滿一箇年トス

第八條 保税倉庫ニ藏置ノ貨物庫移ヲ爲ストキハ其ノ藏置期限ハ總テ最初庫入ノ日ヨリ通算ス

第九條 輸入手數未濟ノ貨物ヲ運搬スルトキハ當該官廳ハ貨主ヲシテ其ノ貨物ニ對スル輸入税金ヲ假納セシムルコトヲ得

前項ノ貨物陸揚申告ノ日ヨリ滿一箇年ヲ過キテ仕向地ニ到達セサルトキハ其ノ輸入税ヲ徵收ス

第二章 官設保税倉庫

第十條 官設保税倉庫ニ藏置スル貨物ニ對シテハ記名ノ預證券ヲ發スルモノトス

第十一條 預證券ハ裏書ヲ以テ讓渡スルコトヲ得

第十二條 預證券盜難ニ罹リ又ハ紛失滅失シタルトキハ其ノ旨當該官廳ニ届出ヘシ

前項ノ場合ニ於テ民事訴訟法ニ依リ其ノ證券ヲ無効トスル除權判決アリタルトキハ權利者ニ新證券ヲ交付ス

第十三條 前條第一項ノ届出アリタル預證券ヲ持參スル者アルトキハ持參人及届出人ニ於テ相當

ノ手續ヲ爲シ其ノ權利者確定スル迄藏置貨物ノ引渡ヲ停止ス

第十四條 藏置ノ貨物ハ預證券引換ニ交付スルモノトス

第十五條 藏置貨物引取ノ權利ニ付訴訟アルトキハ其ノ當事者ハ藏置期限ノ延期ヲ求ムルコトヲ

得

第十六條 藏置期限ヲ經過シテ貨主貨物ヲ引取ラサルトキハ無請求品トシ當該官廳ハ其ノ貨物ノ

記號番號、品名、箇數等ヲ公告スヘシ

前項公告ノ日ヨリ滿六箇月ヲ經テ之ヲ引取ル者ナキトキハ當該官廳ハ其ノ貨物ヲ競賣ニ付シ輸

入税、公告料、競賣手數料、庫敷料其ノ他一切ノ費用ニ充テ殘金アルトキハ貨主ニ還付ス

第十七條 藏置ノ貨物腐敗其ノ他ノ事故ニ因リ倉庫又ハ他ノ貨物ヲ害スルノ虞アルトキハ當該官

廳ハ公告シテ指定ノ期限内ニ其ノ引取ヲ命スヘシ此ノ期限ヲ經過スルモ其ノ貨物ヲ引取ラサル

トキハ當該官廳ハ之ヲ滅却スルコトヲ得但シ緊急ノ必要アルトキハ期限内ニ於テモ仍之ヲ滅却スルコトヲ得

前項ニ依リ滅却シタル貨物ニ對シテハ輸入税ヲ徵收セス

第三章 私設保税倉庫

第十八條 保税倉庫ヲ設ケ輸入手數未済ノ貨物ヲ保管スル業ヲ營マントスル者ハ主務大臣ノ特許ヲ受クヘシ

第十九條 私設保税倉庫ノ庫主ハ當該官廳ノ指揮監督ヲ承クヘシ

第二十條 私設保税倉庫ノ庫主ハ其ノ保管スル貨物ノ輸入税ニ付自ラ一切ノ責任ヲ有シ天災事變其ノ他何等ノ事故ニ因ルヲ問ハス貨物紛失滅失シ若クハ盜難ニ罹ルモ其ノ責ヲ免ルルコトヲ得ス

第二十一條 私設保税倉庫ノ庫主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ保管貨物輸入税ノ擔保トシテ金錢又ハ

國債證券ヲ供託スヘシ

第二十二條 私設保税倉庫ニハ庫主ニ屬スル貨物ヲ藏置スルコトヲ得ス

第二十三條 私設保税倉庫ニ保管スル貨物ニシテ其ノ庫入ノ日ヨリ滿一箇年ヲ過クルトキハ輸入

税ヲ徵收ス

第二十四條 私設保税倉庫ノ貨物保管規則及庫敷料ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ定ムヘシ

第二十五條 當該官吏ハ監督上必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ私設保税倉庫ノ貨物又ハ帳簿書類ヲ検査スルコトヲ得其ノ貨物運搬中ニ在ルモノハ其ノ所在ニ就キ検査ヲ爲スコトヲ得

第二十六條 私設保税倉庫營業ノ特許ハ左ノ場合ニ於テ消滅スルモノトス

一 庫主其ノ營業ヲ廢シタルトキ

二 庫主死亡シタルトキ

三 庫主破産ノ宣告ヲ受ケタルトキ

四 特許ノ期限満了シタルトキ

五 主務大臣ニ於テ特許ヲ取消シタルトキ

第二十七條 私設保稅倉庫營業ノ特許消滅シタルトキハ當該官廳ハ其ノ旨ヲ公告シ貨主ヲシテ指定ノ期限内ニ其ノ藏置貨物ノ處分ヲ爲サシムヘシ但シ前營業者ノ業務ヲ引繼クカ爲ニ特許消滅後一箇月以内ニ營業ノ特許ヲ出願スル者アルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ指定期限ヲ過ルモ貨主其ノ貨物ノ處分ヲ爲ササルトキハ當該官廳ハ之ヲ官設保稅倉庫又ハ他ノ私設保稅倉庫ノ保管ニ移スヘシ
前項庫移ノ費用ハ貨主ノ負擔トス

第二十八條 營業特許ノ消滅シタル私設保稅倉庫ノ庫主又ハ其ノ相續人ハ其ノ藏置貨物ノ引取又ハ庫移ノ了ル迄ハ私設保稅倉庫ニ關スル一切ノ義務ヲ免ルルコトヲ得ス

第二十九條 第二十七條第二項ニ依リ藏置貨物ノ庫移ヲ爲シタルトキハ貨主ハ其ノ保稅倉庫ニ於

ケル諸般ノ規則慣例ヲ遵守スルノ義務アルモノトス

第三十條 左ノ場合ニ於テハ主務大臣ハ營業ノ特許ヲ取消スコトヲ得

- 一 業務ニ關スル法律命令ニ違背シタルトキ
- 二 庫主輸入稅ノ負擔ニ堪ヘサルノ疑アルトキ
- 三 庫主重罪輕罪ノ刑ニ處セラレタルトキ

第四章 罰則

第三十一條 當該官廳ノ許可ヲ得ルニアラサレハ倉庫ヨリ貨物ヲ庫出スルコトヲ得ス犯ス者ハ其ノ貨物ヲ沒收ス若シ既ニ讓渡シ又ハ消費シタルトキハ其ノ代金ヲ追徴ス

第四條ノ規程ニ違背シタル者罰前項ニ同シ

第三十二條 當該官廳ノ許可ヲ得ルニアラサレハ保稅倉庫ニ貨物ヲ庫入レスルコトヲ得ス犯ス者ハ三圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十三條 主務大臣ノ認可ヲ受ケスシテ私設保稅倉庫ノ貨物保管規則又ハ庫敷料ヲ定メタル者ハ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十二條ノ規程ニ違背シタル者罰前項ニ同シ

第三十四條 第二十五條ノ檢査ヲ拒ミ又ハ之ヲ忌避シ若クハ之ニ支障ヲ加ヘタル者ハ二圓以上二

十圓以下ノ罰金ニ處ス其ノ刑法ニ正條アルモノハ刑法ニ依ル

附則

第三十五條 此ノ法律ハ明治三十年五月一日ヨリ施行ス

保稅倉庫法案理由書

本邦ニ於テハ未タ輸入手數未濟貨物ヲ藏置スヘキ保稅倉庫ニ關スル法定ノ規則ナク且外國貿易發達シ輸入貨物増加セル今日ニ在テハ私設倉庫ニ輸入手數未濟貨物ノ保管ヲ許スノ途ヲ開カサルヘカラス因テ此ノ際保稅倉庫法ヲ制定シ一ハ以テ稅關保稅倉庫ノ整備ヲ期シ一ハ以テ貿易ノ進運ニ伴ヒ輸入貨物藏置上ノ便宜ヲ圖ラントス是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

